

新 協 編 3 1 号
2019（令和元）年6月6日

防 衛 大 臣
岩 屋 毅 殿

一般社団法人日本新聞協会
編 集 委 員 会
代 表 幹 事 井 口 哲 也

改正小型無人機等飛行禁止法の運用に関する要望

5月17日に成立した改正小型無人機等飛行禁止法では、新たに、防衛大臣が指定する防衛施設（自衛隊・在日米軍）とその周辺おおむね300メートルで、ドローン等の飛行が原則禁止されることとなりました。当協会は貴省に対し、国会の付帯決議に則り、飛行禁止施設の指定においては国民の知る権利ならびに取材・報道の自由を尊重し、適切に運用されるよう要望します。

当協会は2月、政府に対して、今回の立法化は報道機関による自衛隊および米軍等への取材活動を大きく制限し、国民の知る権利を著しく侵害するものであるとして、反対する意見を表明しました（別紙）。法案の目的として政府が挙げたテロ行為の未然防止の重要性については、当協会でも異論はありません。しかし、報道機関は現在、取材ツールとしてドローンを活用しており、今後も技術の進展に伴いさらに活用は拡大していくものと思われます。今回の飛行禁止区域の拡大は、報道機関の取材活動を大きく制限するものとなります。

国会審議においても、取材・報道の制限につながりかねない同法案の危険性が指摘されました。このため衆参両院の内閣委員会は、付帯決議で「必要な限度を超える規制が行われた場合には、取材・報道の自由をはじめとする国民の利益が損なわれる」などと指摘し、①防衛施設の指定に当たっては、慎重に検討が行われ、必要な限度を超える規制とならないようにする、②在日米軍に関する適用については、在日米軍と関係機関の適切な連絡体制の構築を図る、③正当な取材目的の小型無人機等の飛行については、国民の知る権利及び取材・報道の自由が確保されるよう、施設管理者は合理的な理由に基づき同意・不同意の判断を行う——ことなどを政府に求めています。

また、国会質疑では貴省から、自衛隊が訓練で使う制限水域は禁止区域の対象外となる一方、在日米軍への提供区域については水域や空域も禁止の判断対象であるとの発言があり、飛行禁止指定は米側との協議を踏まえ「必要性を鑑みて防衛大臣が判断する」として、すべての区域が指定されるものではないとの認識も示されました。しかしながら防衛大臣の指定いかんによっては報道機関の米軍に関する取材活動が大きく制限されるとともに、その周辺で起きた事件・事故等も取材できず、結果として国民の知る権利が大きく損なわれるこ

ととなります。広大な米軍基地が存在し、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設問題を抱える沖縄での取材事例を振り返ると、在日米軍側は基地内や基地内外で起きた事件・事故現場の撮影を認めたがらない傾向が強くあります。今回の法成立を機に、過度な取材規制に至るケースが多発する懸念が払拭できません。

つきましては、貴省においては、国民の知る権利ならびに取材・報道の自由を尊重し、立法府の意思を十分に踏まえて、①施設指定の基準を作成し、公表する。施設指定においては慎重な検討のうえ真に必要な最小限の範囲にとどめる、②飛行同意の基準を作成し、公表する。正当な取材目的にもかかわらず飛行に同意しない際は、その合理的理由について飛行申請者である報道機関に対し誠実に説明する、③在日米軍施設・区域に関しては、正当な取材目的の飛行に関して管理者が上記付帯決議に同意する旨を明確に示さない限り、指定しない——ことを強く要望します。

以 上